

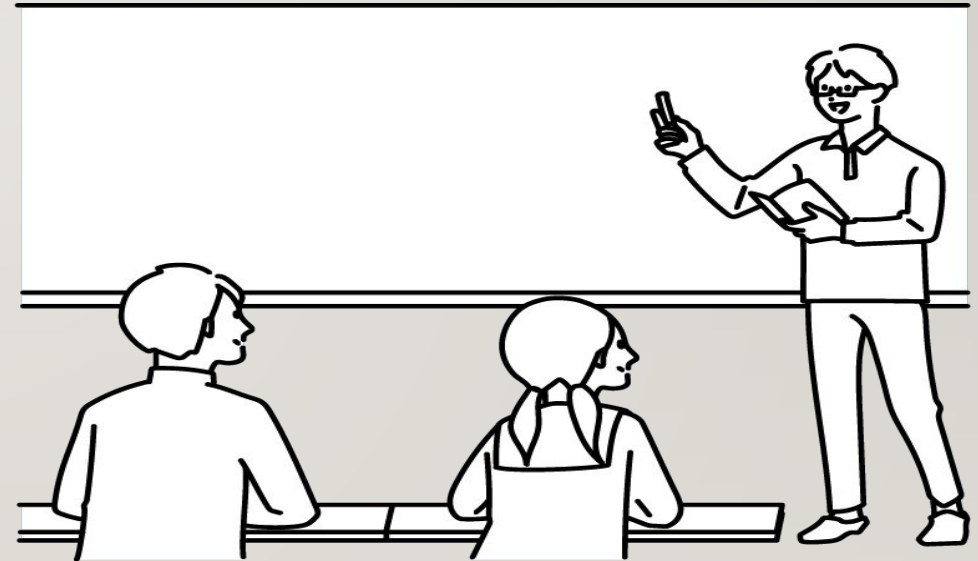
特定子ども・子育て支援施設等に対する 確認指導（集団指導）

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

特定子ども・子育て支援施設等とは

特定子ども・子育て支援施設等とは、市町村が「確認」を行った以下の施設・事業を指します。

- ・私学助成幼稚園又は特別支援学校
- ・認可外保育施設
- ・預かり保育事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

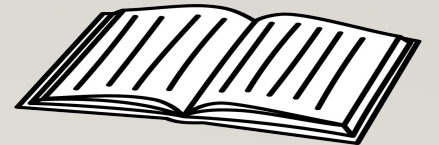


特定子ども・子育て支援施設等が遵守すべき事項

特定子ども・子育て支援施設等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条の規定を遵守し、子ども及び子どもの保護者に対して子育て支援を提供しなければなりません。

また、支援の提供にあたり、市町村から支給される施設等利用費を正しく取り扱うとともに、子どもの健やかな成長のために適切な環境を確保するよう努めることが求められます。

以降の資料では、運営基準に沿って遵守すべき事項についてご説明いたします。



運営基準について(1)

- ・第54条(特定子ども・子育て支援の提供の記録)・第61条第2項(記録の整備)
特定子ども・子育て支援の**提供した日及び時間帯**、当該支援の**具体的な内容**その他必要な事項を記録しなければならない。また、**記録は5年間保存すること**。

～記録の例～

- ・出席簿(登降園記録) ・保育日誌 ・連絡帳 ・午睡チェック表 ・食事の提供記録
- ・給食献立表 ・保育計画 等

ポイント



「誰が」「いつ(何時から何時まで)」「どのように過ごしたか」を記録すること。
複数の書類で管理している場合は、監査時に全ての書類を用意しておくこと。



運営基準について(2)

- ・第55条(利用料及び特定費用の額の受領)

特定子ども・子育て支援を提供したときは、保護者との間で契約締結した支援提供の対価(利用料)の額の支払を受ける。

このほか、保護者から**特定費用(※)**の額の支払を受けることができる。この場合において、予め当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(※)給食費、日用品、行事参加費用、通園送迎費用等、無償化の対象外となる費用を指す。

～書面による記載例～

・入園申込書 ・入園のしおり ・重要事項説明書 等



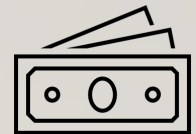
運営基準について(3-1)

・第56条第1項(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

前条の規定による費用の支払を受ける際、保護者に対し領収証を交付しなければならない。また、特定費用の支払を受ける場合は、**利用料の額と特定費用の額とを区分して**記載しなければならない。

例) 利用料1,000円、給食費300円の場合

- 利用料1,000円 給食費300円
- 利用料1,300円(うち給食費300円)
- × 利用料1,300円



運営基準について(3-2)

利用料と特定費用の内訳が分かる場合は、以下のものを領収証の代わりとすることができるが、この場合も施設に各費用の記録(電子データ可)を残すこと。

- ・口座振替等の利用明細通知(通帳への記載)
- ・利用申込書の保護者控え
- ・領収印等のある集金袋



保護者から希望があった際は、別途領収証を発行すること。

保護者に対し、事前に一定額を徴収することを示している場合には、毎月の領収証等の発行を省略することができる。ただし、利用料等の変更や、行事費等の追加徴収により支払額に変更が生じる場合は、その都度保護者に対して支払額の内訳を周知すること。また、周知した際の書類等についても、必ず記録(電子データ可)を残すこと。



運営基準について(4)

・第56条第2項(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、支払をした保護者に対し、当該支払に係る**特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項**を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

預かり保育・・・途中退園の児童に対しても、証明書を交付すること。

一時預かり・・・利用児童が無償化対象児童であり、保護者が希望する場合は証明書を交付すること。

ポイント



証明書に記載した内容は施設側でも控えておくこと。

利用した後日に保護者から希望があった場合も証明書を交付する必要がある。

このとき速やかに対応できるよう、日常的に記録を整備・保管すること。

★「初めて請求」(もしくは「振込口座を変更」)される方へのお願い★

別紙「振込口座申出書」(様式4)も必ず一緒にご提出ください。
※「振込口座申出書」がないと振り込みができません。

施設 記入例

施設等利用費請求書 (預かり保育事業)

※上記の「提供期間等」は、欄外ではなく、必ず記載が作成してください。

保護者 フリガナ	サツボロ イチロウ	利用した 児童 (※子ども)	フリガナ	サツボロ ハナ
氏名	札幌 一郎	氏名	札幌 花	

提供内容並びに領収額及びその費用の内訳

預かり保育事業の提供状況	利用料 無償化対象①	特定費用 無償化対象②	限度額③ (ア)×450円	施設自由 記載欄
年月	提供期間及び 提供日数(ア)			
(令和) 1年 10月	1日~31日 (うち 20日)	12,000円	1,500円	9,000円

○標準的な利用期間(受付時間等)は、札幌市に届出た施設等事業者の定める場合は施設自由記載欄に記入。

※1 限度額の「9,000円」と、実際にかかった「12,000円」を比較し低い方の金額「9,000円」が償還払いの対象となります。

※2 特定子ども・子育て支援を提供したこと、及び認定保護者から預かり保育事業の利用料として上記の金額を受領したことを証明します。

施設・事業所名称 **△幼稚園**
施設・事業所所在地 **札幌市白石区菊水1条1丁目○番○号**
施設・事業所の代表者職氏名 **給付 太郎**

認定保護者 記入例

※切り取らず、そのままご記入ください。
※本書類は返却いたしませんので、必要な方はコピーを保管してください。

施設等利用費請求書 (預かり保育事業)

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、別途申し出る償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、札幌市内に居住していることを札幌市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることや、利用料の支払い状況を札幌市が対象施設や保護者に確認すること。
- 償還状況を札幌市が確認すること。

請求日 (令和) 1年 11月 5日

1. 請求する保護者 (認定保護者)

フリガナ	サツボロ イチロウ	生年月日	昭和59年 11月 5日
氏名	札幌 一郎	住所	札幌市中央区南1条東1丁目3-122
		電話番号	090-XXXX-XXXX (1号・その他)

2. 利用した児童 (認定子ども) ※児童ごとに請求書を分けてください。

フリガナ	サツボロ ハナ	認定番号(第2号、第3号)	0000000000
氏名	札幌 花	生年月日	平成26年 1月 12日

3. 在籍園の預かり保育事業の利用における施設等利用費の償還払い請求額

請求対象年月	(令和) 1年 10月	請求額※	9,000円
--------	-------------	------	--------

※1 特定子ども・子育て支援等に要した費用は、利用料(a)と限度額(b)を比較し、低い方の金額が請求額となります。

「初めて請求・振込口座を変更」する方は別紙「振込口座申出書」もご提出ください。

月途中の入退所や、月途中の認定開始・廃止以外は、月初から月末としてください。

提供日数(ア) 20日×450円=9,000円となります。

上記提供期間以降の日付でご記入ください。
※この記載例の場合、提供期間がR1.10.1~31のため、記載日はR1.10.31以降となります。

差支えなければ、認定保護者の捺印を押印ください。

書類に不備があった場合の対応が変わります。
・捺印なし⇒市から保護者へ書類を返送後、再提出いただく必要あり
・捺印あり⇒(電話で聞き取ったうえで)市にて補記修正が可能(※ただし、認定保護者欄と別の印鑑だった場合は捺印なしと同じ対応になります)

認定保護者が記載した日となります。

認定決定通知書に記載された保護者(認定保護者)の名前を記載してください。
捺印は必須です。

確認のためご連絡を差し上げることがありますので、お電話番号を記載してください。

認定決定通知書に記載されています。必ずご記入ください。

※新2号、新3号の番号です。(1号の番号を記載しないでください。)

預かり保育事業では、支給限度額に留意すること。

例1)

月利用日数10日、利用料が4,000円(①)の場合

②支給限度額:450円×10日=4,500円

③無償化上限額:11,300円

①~③の中で最も金額の低い①(利用料4,000円)が無償化の対象となる。

例2)

月利用日数20日、利用料が12,000円(①)の場合

②支給限度額:450円×20日=9,000円

③無償化上限額:11,300円

①~③の中で最も金額の低い②(支給限度額9,000円)が無償化の対象となる。

償還払い・施設等利用給付認定の詳細は、札幌市子育て情報サイトを参照すること。

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/youzikyoiukuhoikumushouka/index.html>

運営基準について(5)

- ・第58条(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が**偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。**



上記に該当する場合は、子ども未来局施設運営課に報告すること!



- ・第59条(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、**差別的取扱いをしてはならない。**

運営基準について(6)

- ・第60条第1～2項(秘密保持等)

正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の**秘密を漏らしてはならない**。

また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の**秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない**。

秘密保持のための必要な措置(例)

・職員向け研修の実施 ・雇用契約時等の誓約書受領 ・就業規則等のマニュアルの整備



運営基準について(7)

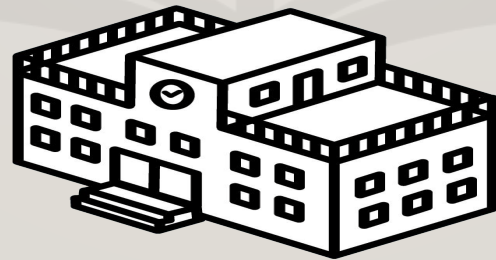
・第60条第3項(秘密保持等)

特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、**あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。**

ポイント



一時預かり事業の場合は、小学校等へ児童の情報を提供する機会が少ないかもしれないが、念のため事前に同意を得ておくことが望ましい。



運営基準について(8)

・第61条(記録の整備)

特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない(※)。

～職員に関する記録の例～

・雇用(労働)契約書 ・資格証明書 ・シフト表、勤怠管理表 ・就業規則、給与規程 等

～設備に関する記録の例～

・消防計画、消防用設備等点検記録 ・建築確認済証・検査済証 ・安全管理マニュアル 等

～会計に関する記録の例～

・経理規程 ・経理書類(収支計算書、貸借対照表等) ・現預金の出納管理簿 等

※元来施設に備え付けてある諸記録をもって、当該記録に代えることも可能。

最後に

集団指導にあたっての説明について、ご清聴いただきありがとうございました。

札幌市特定子ども・子育て支援施設等（幼稚園、預かり保育事業及び一時預かり事業）指導監査実施要綱において、無償化対象施設として確認の公示をされてから概ね1年以内の集団指導の実施、少なくとも4年に1回の実地指導を行うことが定められています。

このほか、制度改正の内容及び実地指導における指導事例等に基づき必要と認められる場合に改めて集団指導を実施したり、前年度の実地指導における指導事項の改善措置がとられていない等の事情がある場合は、前述した頻度によらず実地指導を行う場合があります。

これまでも適切な運営をしていただいていることと思いますが、特定子ども・子育て支援施設等として先にご説明した内容を改めてご確認のうえ、遵守いただきますようお願いいたします。

不明点等につきましては、子ども未来局施設運営課へお尋ねください。